

令和6年度第9回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和6年12月5日（木）
午前9時30分～午前11時30分

2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室

3. 出席委員 22人

会 長	23番	長谷 幹夫			
会長代理	22番	金田 修一	24番	金木 洋子	
委 員	1番	牧野 和吉	2番	各川 豊章	
	3番	茂 清志	5番	国谷 晃	
	6番	中村 敏	7番	大道 勝則	
	8番	木下 幸雄	9番	北森 康雄	
	10番	坂井 義彦	11番	森川 重光	
	12番	北山 久雄	14番	杉林 清則	
	15番	熊南 昭浩	16番	山崎 修	
	17番	西田 清範	18番	林 作三	
	19番	古田 茂	20番	大橋 芳信	
	21番	山崎 巖			

4. 欠席委員 2人 4番 加藤 輝夫 13番 森田 高雄

5. 議題

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について

議案第42号 事業計画の変更について

議案第43号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第44号 非農地証明書の交付について

議案第45号 地域農業経営基盤強化促進計画の地図（目標地図）の素案の承認を求める件

報告事項第31号 農地法第3条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について

報告事項第32号 農地法第3条の3の規定による受理について

報告事項第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項第34号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

事務局 それでは、令和6年度第9回富山市農業委員会月次総会を開催します。本日の月次総会につきましては、4番加藤委員、13番森田委員、から欠席届があり、出席委員数は22名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

なお、本総会より議案につきましては、紙資料とあわせタブレットを使用して行いますので、よろしくお願いいたします。

会長 先日、全国農業者会議に参加を致しまして、各県の状況を聞いて参りました。各地域の課題が類似していると感じました。昨年、農地法が改正され、農業を取り巻く環境が変わってきております。農業をするうえで心配事などがあれば、私や事務局へ相談をしていただきまして、今後の活動をしていただきたいと思います。

ただ今より令和6年度第9回富山市農業委員会月次総会を開催します。

それでは、議事に入ります。

本日は、議案6件、報告事項4件でございます。本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

それでは、私の方から指名させていただきます。

20番 大橋委員、22番 金田委員、両委員にお願いしたいと思います。

議事に入る前に事務局からもありましたとおり、本総会からタブレットでの議案書の閲覧を試行的に行います。事前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。なお、2ページの2番は〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第40号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案第40号議案 位置図も併せてご覧ください。議案書は1ページから4ページまでです。

今回の申請件数は、13件で、申請面積は19,493.76㎡で

す。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類について説明します。

議案書 2 ページをご覧ください。

1 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、トマトやジャガイモを栽培する予定です。

2 番は、相手方の要望のため、贈与により農地所有適格法人へ所有権を移転するものです。申請農地ではコシヒカリを栽培する予定です。

3 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では水稻を栽培する予定です。

4 番は、経営の縮小のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

5 番は、労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、ジャガイモやタマネギを栽培する予定です。

議案書 3 ページをご覧ください。

6 番は、財産の処分のため所有権を移転するものです。譲受人は申請農地の共有者で、引き続き耕作を行うとのことです。申請農地では、コシヒカリやトマト、ナス、ネギ等を栽培する予定です。

7 番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人はこれまでも対象農地を借り受けており、引き続き耕作するため所有権を移転するものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

8 番は、労働力不足のため、贈与により、所有権を移転するものです。譲受人はこれまでも対象農地を借り受けており、引き続き耕作するため所有権を移転するものです。申請農地では、水稻を栽培する予定です。

9 番と 10 番は同一の譲受人の案件です。労働力不足のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家ですが、これまでも相続予定地である隣接農地を耕作しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

議案書 4 ページをご覧ください。

11 番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。対象農地に隣接する住宅に移住し、来年度からとやま農業未来カレッジ通年研修を受講しながら農業について学んでいくとのことです。申請農地では、ハーブ類を栽培する予定です。

12番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は近隣農地の耕作者です。申請農地では、コシヒカリを栽培する予定です。

13番は、相手方の要望のため、所有権を移転するものです。譲受人は新規農家です。農業経験はないとのことですが、インターネット等で独自に調査し、耕作を行いたいとのこと。申請農地では、ジャガイモやイチジクを栽培する予定です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、2番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、2番を除き、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、2番を除き、申請どおり許可することといたします。

続きまして、2番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

会 長 それでは、2番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、2番について、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、2番について、申請どおり許可することといたします。〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第40号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第41号 農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第41号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は5ページから11ページになります。今回、4条申請が1件、5条申請が15件、合計面積は25,910.21㎡です。それでは、議案書の6ページをご覧ください。位置図及び許可基準も併せてご覧ください。

4条申請1番は、山室中部地区において、農家住宅敷地を拡張する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代が農機具格納庫として使用しており、今回、子供の住宅建築の際に調査したところ、既存敷地の一部の地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものです。申請書には始末書の添付がございます。申請地は10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書の7ページをご覧ください。

5条申請1番は、山室中部地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール未満の農地の集団規模ではございますが、過去に土地改良事業が実施されていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請2番は、山室中部地区において、砂利採取業者による陸砂利採取の一時転用の計画でございます。申請地は、農業振興地域の農用地域内ですが、砂利採取業者が砂利の採取後、直ちに採取跡地の埋め戻し等の処理を行うことが担保されており、その復元に関する計画が当該農地及び周辺の農地の農業上の効率的な利用を確保する観点から適当であると認められ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断できることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。この案件については3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。期間は許可日から2年間となっております。

議案書の8ページをご覧ください。

5条申請3番は、浜黒崎地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の**は、主に医薬品の製造販売業を行っております。転用の概要といたしましては、昨年新工場を稼働し従業員数を増員しましたが、従業員駐車場が不足しているため、隣接地において新

たに駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。

議案書の9ページをご覧ください。

5条申請4番は、針原地区において、駐車場を整備する計画でございます。申請人の●●は、主に不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地の西側の宅地を資材置場で購入したところ駐車場が不足していることから、車両置場整備のため申請されたものでございます。申請地は既に雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に公共施設と教育施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請5番は、藤木地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、相互扶助に適した実家の隣接地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は一部雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育施設と医療機関があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番と7番については関連がございますのであわせて説明いたします。申請人の△△は、電気事業者です。6番7番ともに八幡地区において、電気事業者が鉄塔建替工事に伴う申請でございます。目的につきましては、6番は作業車両の駐車場として、7番は、資材置場及び駐車場として一時的に利用する転用の計画でございます。今回は鉄塔の敷地ではないため許可が必要となるものです。期間は許可日から令和7年11月30日までとなっております。計画している敷地については、原状回復が確実であり、鉄板を敷き詰めるなど、撤去後も農地に支障を及ぼさないよう配慮されていることから、一時的な利用として許可基準に合致しているものと考えております。

5条申請8番は、大沢野地域大沢野北部地区において、駐車場を整備する計画でございます。この申請につきましては、議案第42号事業計画の変更申請も関連しておりますので、まず、事業計画の変更からご説明させていただきます。議案書は12ページになります。

この案件につきましては、前申請者が、平成6年11月7日に農地法第5条許可を受け、貸事務所敷地として使用する計画でありましたが、許可後、経済状況の悪化により、目的を達成できず放置されておりましたが、今回、その農地を目的を変更し、駐車場として利用するため事業計画の変更を申請されたものでございます。

5条申請8番についてご説明いたします。議案書は10ページになります。転用の概要といたしましては、申請人は、近隣の農地で果樹園を営んでおり、駐車スペースがなく、路上駐車していることから、駐車場スペースを確保するため、今回申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請9番は、大沢野地域大沢野南部地区において、資材置場を整備する計画でございます。申請人の▲▲は、主に産業廃棄物及び一般廃棄物の再生処理などを行っております。転用の概要といたしましては、公共工事現場から発生する残土が増加傾向にあり、隣接地において新たに資材置場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は既存地拡張を適用しております。なお、この案件につきましては、3,000㎡を超える申請でありますので富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請10番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅敷地を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請地西側の中古住宅を購入したところ、一部の地目が田であることが判明したため是正のため申請されたものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地であることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書の11ページをご覧ください。

5条申請11番は、大沢野地域大久保地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内にて生活しておりますが、相互扶助のため既存宅地とあわせて2世帯住宅を建築するため、今回申請されたものでございます。申請地は10ヘクタール以上の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請12番は、大沢野地域船嶺地区において、物置及び車庫を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先代のころから使用しており、相続のため調査したところ、地目が田であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で、特に良好な営農条件を備えていることから、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

5条申請13番は、婦中地域朝日地区において、農業用物置を整備する計画でございます。転用の概要といたしましては、相続のため既

存の農業用倉庫敷地を調査したところ、地目が畑であることと親戚の土地であることが判明し、これを是正するため今回申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございました。申請地は、半径500メートルの範囲内に教育施設が2か所あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請14番は、婦中地域鵜坂地区において、一般住宅を建築する計画でございます。転用の概要といたしましては、申請人は現在市内のアパートにて生活しておりますが、手狭になってきたため、妻の職場に近い申請地において住宅建築のため今回申請されたものでございます。申請地は、半径500メートルの範囲内に医療機関が2か所あり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請15番は、婦中地域音川地区において、住宅敷地を拡張するものでございます。転用の概要といたしましては、既存の敷地は先々代のころから宅地として使用しており、今回宅地の売買のため調査したところ、地目の一部が田と畑であることが判明し、これを是正するため申請されたものでございます。申請地はすでに雑種地化されており、申請書には始末書の添付がございました。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団に属する農地で、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

▽▽委員 許可申請の全般に関して質問です。許可書は譲渡人と譲受人のどちらに交付されるのでしょうか。また、いつの日付になるのでしょうか。許可に関して、3,000㎡を超える申請に関しては、農業会議の諮問になるようですが、この場合、許可日はいつになるのでしょうか。もう一点、許可までの標準処理日数は定められているのでしょうか。

事務局 許可日に関しまして、3条申請は総会開催日が許可日となります。4条および5条につきましては、許可権者が市長部局となりますので、総会の開催から約2週間後となります。なお、許可書に関しては、

譲渡人と譲受人それぞれに交付されます。

農業会議への諮問案件につきましては、総会月の下旬に農業会議の審議会において、意見聴取をします。その後、市長部局へ転用への回答意見を提出しまして、許可することになります。よって、許可がおりるのは月末頃になります。

標準処理期間に関しては、3条許可は事務処理要領に4週間と定められております。

会 長 他に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第41号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第42号事業計画の変更申請について事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第42号事業計画の変更については、先ほど5条申請8番で説明しましたとおり、転用目的の変更のため申請されたものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 議案第42号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第43号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

なお、14ページの1番は□□委員に関する事項でありますので、

農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 議案第43号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、13ページから17ページです。

議案書13ページをご覧ください。

所有権移転は1件で、移転面積は、2,920.00㎡です。

利用権設定は、申請件数は32件あり、年区分は、1～2年が3件、3～5年が10件、6～9年が3件、10年以上が16件です。設定面積は、125,639.48㎡です。全て相対です。

16ページの14番は、6月総会において、借受者との使用を目的とする権利を設定する条件を付した第3条許可案件であり、条件どおり、利用権設定の申請があったものです。

新規農家が1件あります。

17ページの27番は、家族で農業を行っていた代表者が、働きやすい環境を整え、安定した労働力を確保するために法人を設立し、利用権の設定をするものです。

農機具については、トラクター1台、ホイールローダー1台、トラック1台等を所有しており、花卉の栽培をする予定です。販売先は、なのはな農業協同組合です。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしています。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、1番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

★★委員 中間管理機構を介して利用権設定をするにあたり、1筆の土地の一部を借りたいときは書類をどのように記載したらよろしいでしょうか。

事務局 1筆の土地の一部に利用権設定されたい場合は、1筆全体の面積のうち、実際に利用権を設定したい面積を記載いただくことになります。書類の記載については、担当課に確認のうえ、改めてご報告いたします。

会長 他にご意見、ご質問等がないようですので、1番を除き、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、1番を除き、議案第43号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、1番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。それでは、1番について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

特にご意見、ご質問等がないようですので、1番について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、1番について、原案どおり決定することといたします。□□委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、異議なしとのことでありますので、議案第43号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、議案第44号非農地証明書の交付について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第44号非農地証明書の交付について、ご説明いたします。
議案書は、18ページから23ページになります。

今回、申請のありました農地につきましては、遊休農地であり、その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、また、その土地の周囲の状況からみて、農地として復元しても継続利用ができないと見込まれる場合の要件を満たしており、証明基準の1つに合致しております。

1番から6番については、11月29日に、農業委員等が現地確認を行いました。7番については、11月28日に、農業委員等が現地確認を行いました。いずれも現地は山林の様相を呈しており、農地への復元が著しく困難であることを確認しており、その土地自体の事実状態に基づき、非農地証明書の交付を行うものでございます。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました交付申請について、

ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

■ ■ 委員 遊休農地の調査についてですが、数年にわたり調査の対象となっている農地があります。このような、復元が困難である農地を積極的に非農地としていただければ、調査対象となる農地を減らすことができると思います。この点について、事務局のお考えをお聞かせください。

事務局 毎年の利用状況調査や日頃の農地パトロールにおいて、復元が困難など再生利用が難しい農地を発見された場合は、事務局にご報告をお願いします。農業委員や推進委員の皆さんが調査し、復元が著しく困難と判断した農地は非農地となる可能性が高いと思われます。なお、非農地判断の対象となるのは、山林化している農地を想定しておりますが、パトロールにおいて、これはと思う農地がございましたら、ご報告をお願いします。

会長 毎年の利用状況調査や日頃の農地パトロールにおいて、非農地の対象になるとされる農地を発見された場合には、事務局への連絡をよろしくお願いします。

他にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり交付することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことでありますので、議案第44号非農地証明書について、申請どおり交付することといたします。

会長 続きまして、議案第45号地域農業経営基盤強化促進計画の地図(目標地図)の素案の承認について求める件について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第45号地域農業経営基盤強化促進計画の地図(目標地図)の素案の承認を求める件についてご説明いたします。

議案書は24ページになります。

地域農業経営基盤強化促進計画の地図、いわゆる目標地図については、令和5年8月に富山市長から素案の作成及び提出について求められておりました。これまで、令和5年12月から、令和6年11月まで3回にわたり開催してきました「地域の協議の場」には農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方には大変お忙しい中、委員としてご参加いただきお疲れ様でございました。今回、その協議結果を踏まえ、目標地図の素案を作成いたしましたので、そのご承認をいただきました

く、ご審議をお願いするものであります。

地図につきましては、予めダウンロードしていただきました地図ファイルが別添となります。

地図については、すべての地区においてご確認いただきたいところではありますが、まずは担当の地区についてそれぞれ開いていただき、ご確認ください。

富山市では、「人・農地プラン」に搭載されている担い手の現在経営している農地について、農業者の氏名とともに圃場に着色しています。

ご承認いただけたら、その素案を富山市長に提出して参りたいと考えております。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 委員の皆様におかれましては、まずは、担当されている地区の地図のご確認をお願いしたいと思います。確認する時間を設けたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、地図の開き方など、操作について、分からない委員は申し出てください。

(会長と議案進行について協議)

会 長 地図の閲覧に時間を要するため、議案第45号は後ほど審議することとして、先に報告事項に入ります。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。

第31号 農地法第3条の規定による使用貸借権の許可期間の延長について

第32号 農地法第3条の3の規定による受理について

第33号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第34号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
を一括して説明をお願いします。

事務局 報告事項第31号農地法第3条の規定による使用貸借権許可期間の延長についてご報告します。

議案書のページは25ページです。

1番、2番ともに、平成16年に設定した父と子の使用貸借権について、貸人である父の経営移譲年金受給のため、使用貸借権の許可期間を延長したものです。

報告事項第32号農地法第3条の3の規定による受理について、ご

報告します。議案書は、26ページから42ページです。今回の受理件数は22件で、すべて相続により所有権を取得したものです。

以上でございます。

報告事項第33号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、43ページから48ページです。

解約件数は18件で、解約面積は61,944.00㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

以上でございます。

報告事項第34号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書は49ページから55ページになります。今回の受理件数は、4条が7件、5条が16件、合計面積は12,571.00㎡です。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものはありません。

以上でございます。

会 長 ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特に何もありませんので、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会 長 次に3. 協議・報告事項等について事務局から説明をお願いします。はじめに、「農業委員会活動における制度等研修」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

◇ ◇ 委 員 農事組合法人が破産した場合は、破産管財人が農地を管理することになるのでしょうか。

私の集落では、農地の維持管理に不安を抱えており、将来的には農事組合法人が所有者から農地を無償で譲り受けて、地域の農地の大半を農事組合法人が所有するかもしれません。

事 務 局 法人が破産した場合は、破産管財人が農地を管理することになりま

す。また、競売などの手続きによって、農地を売却することも考えられます。

◇ ◇ 委 員 農地を売却する場合は、通常の３条許可と同様に、農地を所有できる要件に合致する者に対して譲り渡すことになるのでしょうか。

事 務 局 そのとおりです。

◇ ◇ 委 員 では、農地を手放したいとなった場合は、農事組合法人を意図的に破産させて、破産管財人に農地を売却してもらえばよいのでしょうか。

事 務 局 現行法上、農事組合法人が破産申立をした場合は、破産管財人が財産を管理することになります。

破産管財人は、債務弁済のため農地の売却を検討しますが、競売にかけても売却ができない場合は、破産事件自体が終結します。事件が終結すると、破産管財人は解任されますので、農地は法人名義で残り続けることになります。従いまして、法人を意図的に破産させたとしても、次の所有者が見つからないときは、その地域の農地が遊休化や荒廃化することになりますので、他の法人への事業譲渡や地域として農地を守る方法の検討が必要だと思います。

なお、現行の民法では、所有者が相続放棄された場合などであっても、農地を貸すことはできますので、そういった制度を活用しながら、農地を守っていくことになるかと思います。

担い手が少ない地域では、所有法人が農地を手放すことを検討することもあるかと思いますが、先日、意見書を提出させていただきましたとおり、農業委員会を含め市全体で担い手の確保をしていかなければならないと考えております。

◆ ◆ 委 員 農業委員というより、いち農業者の立場としてお尋ねします。水稻の栽培において、上流から水を流すと下流に住んでおられる方から、自宅に水が侵入するとか機械の音がうるさいなど、さまざまな苦情を言われます。警察に通報される方もおられます。このような水の流入などの責任は農業者にあるのでしょうか。

また、農道と市道の区分がわからないので教えてください。

事 務 局 明確な回答はできかねますが、自然の流水に関しては、農業者に責任はないと考えておりますので、苦情に関しては、下流の居住者にご理解をいただくようお願いをするしかないのではないかと思います。

また、道路区分に関して、現地を見てもわかりません。ただし、市

の道路管理部門では、道路区分を把握しておりますので、区分を知りたい場所がございましたら、農業委員会にご相談をいただければ、担当課に確認のうえ回答させていただきます。

◆ ◆ 委員 もともと田だった場所が転用されて、住宅や各種施設が建設されているため、居住者が権利意識を非常に強くもっているのだと思います。しかし、苦情を言われると私たちは耕作ができなくなってしまいますので、行政としてはいかがお考えなのかご判断をお伺いしたいところです。

事 務 局 この質問については調査のうえ、次回ご報告させていただきます。

▽ ▽ 委員 9月市議会だよりに、「富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件」について掲載されておりました。この内容について、教えてください。

事 務 局 ご質問につきましては、内容を把握しておりません。農業委員会に係るものではないと認識しているところですが、確認のうえ次回の総会でご報告をいたします。

▽ ▽ 委員 隣県の状況を見ておりますと、農業委員の報酬は、安価であると認識しております。報酬引き上げの推移についても、ご報告頂けますと幸いです。

もう一点、これは提案ですが、先ほど非農地証明書の交付について説明がありましたが、非農地証明書の考え方については、農林水産省から具体的な考え方が既に示してあります。その考え方に則り、事務を進めていけばよいのではないのでしょうか。

事 務 局 条例の改正内容、報酬の推移のほか、非農地証明の総会での取り扱いについては、次回以降、ご報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。

会 長 それでは、次に、「農地の適正管理・利用について」お願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました内容について、ご質問等があれば承りたいと思います。

▼ ▼ 委員 資料に関して、記載内容の一部修正をお願いしたいと思います。

事 務 局 承知しました。訂正いたします。

会 長 他に何もありませんので、これで協議・報告事項等を終了します。
次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明がありました連絡事項について、ご意見、ご質問等がありましたら、承りたいと思います。

会 長 ここで、先送りにしておりました議案第４５号について、審議を再開します。

事 務 局 先ほどもご説明いたしましたが、目標地図の素案については、皆様にご参加いただきました１０月から１１月までの地域協議の場においてご提示したものであります。一度、確認をさせていただいているものと思います。あくまで、素案でありますので、地域計画の公表までに変更等があることも想定されますが、ご意見等がなければ、市へ提出したいと考えております。

会 長 それでは、目標地図の素案について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第４５号地域農業経営基盤強化促進計画の地図（目標地図）の素案の承認について求める件について原案のとおり承認し、市へ提出することといたします。

会 長 以上で、令和６年度第９回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。